

土木系工事補正率

(1) 補正率

次に掲げる補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、現場作業を伴わない工場製作に係る費用については、補正の対象としないものとする。

ア 労務費 1.05

イ 機械経費（賃料） 1.04

ウ 共通仮設費率 1.04

エ 現場管理費率 1.06（農地系 1.09）

※農地系とは、「農林水産省 土地改良工事積算基準」及び「愛知県 土地改良事業等請負工事積算基準」を適用する工事

(2) 補正方法等

当初設計から対象期間内の休工日数の割合が 28.5%（8日/28日）以上の達成を前提とした補正係数を乗じ、休工状況を確認後、未達成となった場合は、補正分を減額し、変更契約するものとする。